



耐震対策への補助

■補助の目的

建物の耐震性の向上を図るため、木造住宅の耐震診断・耐震改修をする場合に診断費用の一部を補助しています。

■補助内容

- ①耐震診断士が実施する耐震診断の場合
診断費用の2/3以内の額とし、限度額20,000円
- ②町指定の耐震診断機関が実施する補強計画を策定する場合
策定費用の2/3以内の額とし、限度額80,000円
- ③町指定の耐震診断機関が実施する耐震診断の場合
診断費用の2/3以内の額とし、限度額100,000円
※①と②を合わせて実施するものです。
- ④耐震改修を実施する場合
改修費用の1/2以内の額とし、限度額600,000円

※個人が一定の耐震改修を行った場合、所得税・固定資産税の軽減措置を受けられる場合あり

■補助要件

- 対象地区 町内全域
対象施設 昭和56年5月31日以前に建築された2階以下の在来軸組工法の、賃貸を目的としない木造住宅
- その他 指定診断機関
社団法人 栃木県建築士事務所協会
社団法人 栃木県建築士会
社団法人 栃木県建設業協会

太陽光発電への補助

■補助の目的

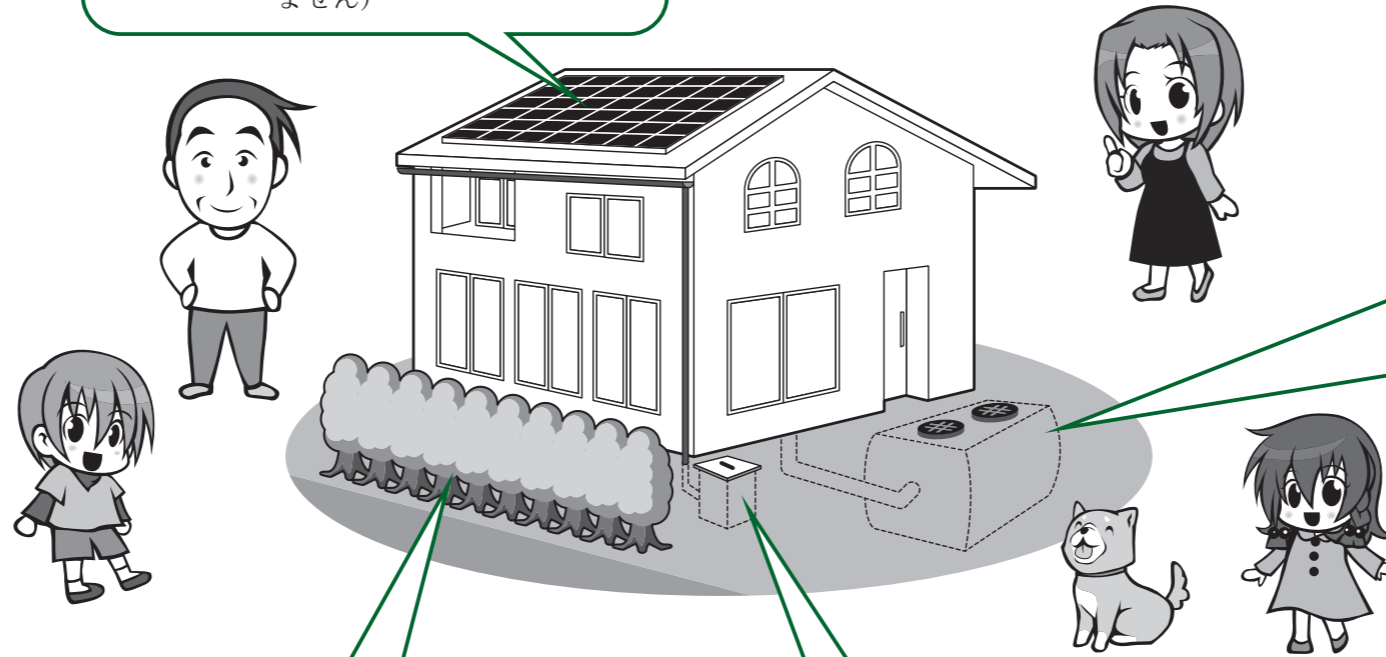
地球温暖化防止を推進するため、クリーンエネルギー利用の太陽光発電システムの設置を支援しています。

■補助内容

住宅の屋根などに、太陽電池の最大出力10kw未満のシステムを設置する場合
1kwあたり40,000円、上限150,000円

■補助要件

- ①対象者 町内に住所を有する人または1年以内に住所を有する予定の人
- ②対象施設 住宅用太陽光発電システム(住宅は新築、増改築を問いません)



住まいに関する補助制度

町内に住んでいる人や、これから町内に住むことを考えている人が、住宅の新築・増改築・リフォームなどをする際に役立てていただくために、町で実施している住まいに関する補助制度をご紹介します。お住まいの耐震化・省エネ化・水洗化・緑化などにご活用ください。4月1日から新年度の受け付けをしています。

各補助制度に関する詳細な情報は担当課までお問い合わせください。

☎環境対策課 【☎028(677)6041】(太陽光発電)

☎都市計画課 【☎028(677)6020】(その他の補助制度)

合併処理浄化槽への補助

■補助の目的

清らかで衛生的な水環境を目指し、合併処理浄化槽の設置などを支援しています。

宅地の地下に設置することで、トイレの汚水と台所やお風呂の雑排水をあわせて処理することができます。

処理・消毒された水は、河川放流または敷地内処理されます。

■補助内容

- ①住宅に新しく合併処理浄化槽を設置する場合
設置費用の6/10以内の額とし、補助限度額は5人槽が498,000円、7人槽が621,000円、10人槽が822,000円
- ②処理水の敷地内処理装置を設置する場合
工事費の1/2または100,000円のいずれか少ない額
- ③20mを超える処理水の放流管を設置する場合
20mを超える部分、1mあたり2,000円または100,000円のいずれか少ない額
- ④合併処理浄化槽を設置するにあたり、単独処理浄化槽などを撤去する場合
工事費の1/2または100,000円のいずれか少ない額

■補助要件

- ①対象地区 芳賀町生活排水処理構想に定める合併処理浄化槽整備区域(公共下水道・農業集落排水整備済み、および公共下水道整備予定区域を除く区域)
- ②対象施設 住宅または居住部分が1/2以上ある併用住宅
- ③その他 各種法令、基準を満たしていること

生け垣への補助

■補助の目的

緑化対策のひとつとして、身近な緑の創出に効果のある生け垣の設置を支援しています。業者が植栽するもののほか、ご自分で苗を購入したものや自分で育てたり、もらったものを植栽する場合にも対象になります。

■補助内容

宅地の道路面に長さ5m以上の生け垣を植栽する場合
費用を要さない場合は1mあたり1,000円まで、費用を要した場合は1mあたり3,000円を限度とし、1件あたり限度額60,000円

■補助要件

- ①対象地区 町内全域
- ②対象施設 住宅、店舗、事務所の敷地であること(工業団地を除く)
幅員4m以上の道路に面して植栽されること
- ③その他 花草、花壇、塀、柵は補助対象外です
カイズカイブキなどの樹種は補助対象外です

雨水対策への補助

■補助の目的

雨水による宅地内の浸水対策や道路への流出防止のため、屋根に降った雨水を雨どいの下に設置したマスにより効率よく地下に浸透させる施設の設置を支援しています。

■補助内容

住宅に雨水浸透施設を設置する場合
1軒につき2基までを限度とし、施設のタイプに応じ1基あたり3万円または5万円まで

■補助要件

- ①対象地区 町内全域
- ②対象施設 住宅または居住部分が1/2以上ある併用住宅
- ③その他 設置基準を満たしていること